障がい者相談員のてびき 別冊

身体障がい者相談Q&A(質問と答え)



©2014 大阪府もずやん

大 阪 府

目次

	(1)	高齢の両親が介護をしている重度重複障がいのある方	1
	(2)	人生半ばでの障がいを受け止めきれず家に閉じこもりがちな方	2
	(3)	下肢の障がいがあり単身生活をしている方	3
	(4)	障がいを受けとめられずに精神的に不安定な方	4
	(5)	交通事故の後遺症で人が変わったような行動をとる方	5
	(6)	視覚障がいの進行に不安を抱きながら働いている方	7
	(7)	寝たきりで昼夜を問わず大声を発する方	3
	(8)	施設入所中で職員の態度に不満を持っている方	9
	(9)	聴覚障がいのため病院でのコミュニケーションに困っている力	Ī
		1	4
•		1	l
	(10)	「訪問販売員」とのトラブル1	
•			2
•	(11)	「訪問販売員」とのトラブル12	2
	(11) (12) (13)	「訪問販売員」とのトラブル	2 3 4 5
•	(11) (12) (13)	「訪問販売員」とのトラブル	2 3 4 5
•	(11) (12) (13) (14)	「訪問販売員」とのトラブル	2 3 4 5 6
•	(11) (12) (13) (14) (15)	「訪問販売員」とのトラブル	2 3 4 5 7

大阪府の相談機関に寄せられた相談からいくつか紹介します。相談者のプライバシーを守るために、相談の主旨を変えない範囲で、内容は一部変更しています。

(1) 高齢の両親が介護をしている重度重複障がいのある方

Q <近所の方からの相談です>

脳性麻痺で知的障がいもあり、ほぼ寝たきりの 46 歳の 男性が近所にお住まいです。両親は 70 歳代で、近頃体力 の衰えや身体の痛みを訴えています。

この男性には兄と弟がおり、近くに住んでいますが、男性の両親は「負担をかけたくない」と二人だけで「倒れるまで」介護するといっており、このままでは、障がいのある本人も、親も共倒れにならないか心配です。

公的なサービスは、手帳・年金以外は利用していないようです。

A まず男性や介護している高齢の両親が、相談することを 承知しているのかどうかを確認してください。

さらに、相談者と家族との関係はどの程度なのか、両親がどのような気持ちで話をしたのかを充分に聴くことが必要でしょう。

相談者と両親が親しい間柄であれば、仲介を依頼して、 両親と直接会い、心配事をじっくりと聴いて、最も困って いることを把握し、家族だけで悩まないで、さまざまな相 談先や支援のサービスがあることを説明してください。

継続的な相談関係をつくっていく必要のある家庭ですから、福祉事務所・町村障がい福祉担当課も交えて、日頃の訪問、利用可能な福祉制度・サービスについてなど話し合っておいてください。今すぐは必要としなくても、いざというときの連絡先があることはぜひ伝えておいてください。

(2)人生半ばでの障がいを受け止めきれず家に閉じこもりがち な方

Q <妻からの相談です>

55歳の夫が急に脳出血で倒れ入院し、手術とリハビリを受けましたが、左半身に麻痺が残りました。転院して引き続きリハビリを受け、杖を使ってゆっくり歩けるまでになりましたが、これ以上の回復は望めないと言われ退院しました。

1週間に1回、リハビリで通院する以外は、外出を嫌が りイライラしているようですが、私は働いているため十分 つきあうことができない状況です。

夫を前向きにさせる良い方法はないでしょうか。

A まず相談者である妻の話をじっくりと聴いてください。 障がいが残り、本人も妻もこれから先の生活をどのよう にしていったらいいのか、戸惑っていると思いますので、 相談者の気持ちを十分に受け止め、理解することが必要です。その上で、現在の困りごとを具体的に聴き取り、本人 や家族の思いを一緒に整理していきましょう。その際に、 通院中の病院のケースワーカーに相談したことがあるかどうか、障がい者手帳は取得したのかについても確認しておいてください。

ご本人は、まだまだ働き盛りの年代ですので、障がいが残ったことで、退職せざるをえなくなり、生きがいを見失っているかもしれません。障がいがあっても、身体機能や生活能力の向上を目指した自立訓練や就労に向けた訓練を経て、一般就労されている方もいますし、就労支援施設等で福祉サービスを受けながら働く方法もあります。ご本人の働く意欲を確認し、希望する場合には、福祉事務所・町村の障がい福祉担当課、障がい者相談支援事業所等に相談

してください。

障がい者同士での活動に参加したいとの希望であれば、 市町村の地域活動支援センターや障がい者交流促進センター(ファインプラザ大阪)等につなぐことも考えられます。

(3) 下肢の障がいがあり単身生活をしている方

Q <姉からの相談です>

高齢の親が亡くなり、下肢の障がいがある 48 歳の弟が独り暮らしとなりましたが、他の親族も同居することは困難なようで、弟との折合いも良くないようです。

弟は、今の暮らしを望んでいますが、家は散らかり、食 事も不規則で店で買ったもので済ませているようです。

私は、結婚後、弟と別居し家庭もあり、将来のことを考えると施設に入って欲しいと思っています。相談員に説得してもらえないでしょうか。

A 施設を利用するかどうかは、本人の意思が最も重要ですから、姉の依頼については、応じられないことを伝えてください。

しかし、本人が現在の生活で困っていることについては何でも相談にのることを伝え、本人と会う方法についてよく相談してください。

本人に会うことができたら、本人のペースに付き合い、 信頼関係を作るようにしてください。

困っていることや希望を充分に聴き、本人の意思にそった解決の糸口を共に考え、福祉事務所・町村障がい福祉担当課や市町村障がい者相談支援事業所への相談に同行するなど側面的な支援を工夫してみてください。

(4) 障がいを受けとめられずに精神的に不安定な方

Q <夫からの相談です>

45歳の妻が糖尿病のために視覚障がい者になり、それとともに精神的に不安定になっています。私がいない昼間は不安のため暴れたり、警察に電話をかけたりして困っています。

ホームヘルパー等の利用も考えましたが、他人が家に入ることを妻は拒否しています。子どもは独立して遠方に居るため頼れません。どうしたら良いでしょうか。

A 妻が突然視覚障がいになったことの困惑や不安について、まず相談者である夫が妻の気持ちに共感できるように話を聴きましょう。障がいになる前の状態との比較、夫がいるときといないときの差、夫はどのように接しているのかなど、夫の言葉で話してもらいます。

次に、糖尿病を治療している主治医に相談するよう勧めてください。精神科の治療が必要かどうかの判断や生活上のアドバイスが必要と思われます。

相談員仲間で同じ視覚障がいのある人とチームを組んで、 本人と会えるような条件を気長につくるのも工夫のひとつ です。

本人と会うことができたら、不安な気持ちをよく聴いてください。そして、様子を見ながら、移動支援の利用、歩行、生活訓練などの福祉制度・サービスの活用、福祉機器の使用などについて、情報を提供してください。

性急にすすめず、本人の納得できるところからひとつず つ福祉制度・サービスへの信頼感を培ってください。

(5) 交通事故の後遺症で人が変わったような行動をとる方

Q <父親からの相談です>

会社勤めをしていた 23 歳の息子が交通事故に遭い、入院中の治療やリハビリの結果、身体の方は何とか回復し職場復帰を果たしましたが、すぐ怒る、忘れっぽい、根気がない等のため会社を解雇されました。その後仕事をみつけても、すぐに辞めさせられたり、出勤しなくなったり、続かなくて困っています。

A 交通事故などによる外傷や脳血管疾病により脳病変が生じた方に対して、相談のように怒りっぽくなった、すぐに忘れ、何度も同じ事を聞くなど、以前と比べ「人が変わってしまった」とご家族が気づかれることがあります。損傷した場所によって、現れてくる障がいが異なりますし、目に見えない脳の障がいであるために、周りの人に理解されにくいという特徴があります。

このような障がいは「高次脳機能障がい」と言われ、障がい福祉サービスの対象となります。就労面での支援が必要な場合は、例えば、障がい福祉サービスの「就労継続支援」や「就労移行支援」、「就労定着支援」等のサービスを利用しながら、就労の定着を目指すような支援の組み立てが考えられます。なお、障がい福祉サービスの申請は、精神障がい者保健福祉手帳や、診断基準に基づいた高次脳機能障がい診断書(精神科医に限らず主治医で可)により、お住まいの市区町村窓口で可能です。

障がい福祉サービスの中には就労に向けた支援以外にも、 例えば、自立に向けた訓練を行う「自立訓練」や、生活面 を支援するための「生活介護」等があります。本人や家族 が求めているものが「就労支援」である場合でも、実は生 活面の自立が不十分であったり、生活の環境調整ができていなかったりする場合もあります。そのような場合は、表面上の「ニーズ」にとらわれず、その方にとって本当に必要な支援は何かを考える必要があります。

なお、高次脳機能障がいは、器質性精神障がいとして精神障がい者保健福祉手帳申請の対象となります。また、手帳を取得しているかどうかにかかわらず、精神医療の必要性や、受診方法等については、保健所・市町村保健センターで相談にのってもらえます。

大阪府では、「障がい者医療・リハビリテーションセンター」を高次脳機能障がい支援拠点機関と位置づけ、診断、訓練、福祉制度利用等の相談を受けています。

<高次脳機能障がいに関する相談先>

○大阪府高次脳機能障がい相談支援センター (大阪府障がい者自立相談支援センター身体障がい者支援課内)

電 話:06-6692-5262 FAX:06-6692-5340

(堺市にお住いの方)

○堺市立健康福祉プラザ生活リハビリテーションセンター

電 話:072-275-5019 FAX:072-243-0202

- ※就業等に関する相談は障害者就業・生活支援センターや障害者職業センターが受け付けています。
- 大阪障害者職業センター

電 話:06-6261-7005 FAX:06-6261-7066

(6) 視覚障がいの進行に不安を抱きながら働いている方

Q <姉からの相談です>

18歳の妹は、網膜色素変性症という診断を受けており、視覚障がいがあります。今のところ日常生活には支障はないので、会社には伝えていません。

今後、障がいが進行し仕事ができなくなったときのこと を考えると、本人も家族も不安になります。今後どうした ら良いでしょうか。

A 進行性の障がいを受け入れ、次の生活スタイルを獲得するためには、いくつもの大きな課題があると思われます。その不安に共感し、そのときどきの状況に合わせた継続的な支援が必要です。不安の訴え、その内容をよく聴いたうえで、主治医からどのように病気に対する説明を受けているのか、不安を打ち明けたことはあるのかも確認してください。

また、相談者である姉を通じて、同じ障がいを持つ人は多くおられ、いきいきと生活していること、視覚障害リハビリテーションセンター、視覚障がい者の団体、網膜色素変性症患者・支援者の会などを紹介し、一人で悩まないで!というサインを送ってください。

さらに本人の了承があるならば、事例(4)と同様に、視 覚障がいのある相談員とチームを組んで相談活動をすすめ ると、本人の気持ちも理解しやすいでしょう。

○ 視覚障害リハビリテーションセンター

雷 話:06-6961-5521 (代表)

FAX: 06-6961-6268

(7) 寝たきりで昼夜を問わず大声を発する方

Q <妻からの相談です>

脳卒中で寝たきりの 73 歳の夫がおり、在宅サービスを 利用しながら家で生活していますが、夫は昼夜を問わず大 声を出しているため、近所迷惑ではないかと心配です。

できる限り一緒に暮らしたいと思っており、これからも家で介護するつもりですが、大声で叫ばれると、つい、いらいらし、これから先、何年こんな思いが続くのかと不安になります。

どうしたら良いでしょうか。

A 相談者である妻の介護のご苦労を十分に聴いてあげてください。同じような状況に置かれれば誰でも似たような心境になりますので、よく相談してくれたと伝えてください。この73歳の男性の場合、在宅サービスは介護保険制度によるサービスを利用していることになります。介護保険から在宅サービスを受ける際には、介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成したケアプランに基づいて、サービスを利用しており、このケアプランは、必要に応じて何回でも変更が可能です。

相談者に早急に連絡をとって、介護支援専門員(ケアマネジャー)と話合いの場をつくってください。そして、相談者の気持ちを尊重し、介護疲れをやわらげ、本人の生活リズムを立て直す計画になるように、側面から支援してください。

「いらいら」の状態によって虐待に進展する危険性もありますので、当面は介護支援専門員(ケアマネジャー)と連携するように努めてください。

(8) 施設入所中で職員の態度に不満を持っている方

Q <父親からの相談です>

重度の肢体不自由と知的障がいのため施設に入所している 35 歳の娘が、帰省するたびに「施設で嫌なことを言われたり、体罰的な扱いを受ける」と訴えてきます。

娘の言うことを全て信じていいものか自信もなく、日頃 世話になっている施設には直接言いにくいし、福祉事務所 にも施設とつながっているように思えて言い出せないでい ます。

良い話合いの方法はないものでしょうか。

A 実際にどのような行為があるのかは、直接見ていない限りわかりませんが、頻繁に訴えているということは、本人は施設の生活で「嫌な思い」をしていることは、確かなことです。本人の気持ちにも配慮しながら、どのような状況かを聴いてみてください。

施設での対応や苦情解決に関する相談窓口として、施設には「苦情解決」の受付担当を設けることが定められています。福祉事務所・町村障がい福祉担当課に相談し、本人の訴えについて、施設との話合いの場をつくることも考えられます。施設にとっても、そのような場をつくり、利用者の訴えに耳を傾けることは、施設運営の改善を図る良いきっかけになると思います。

また、福祉制度・サービスに関する苦情について、第三者としての中立・公正な立場から、解決に向けて相談、助言、調査又はあっせん等を行う大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会もあります。

ただし、虐待が疑われる場合は、市町村障がい者虐待防止センターへ通報することが必要となります。市町村障が

い者虐待防止センターは虐待通報があった場合、事実確認 や虐待防止のための適切な支援を行うこととされています。 虐待と言うと、本人や家族も不安を感じるかもしれません が、障害者虐待防止法の主旨や市町村障がい者虐待防止センターの役割を説明しながら、本人の権利を守るための相談であることを伝え、安心して相談できるよう配慮してください。

相談員は虐待を発見しやすい立場にあります。虐待をしている側もされている障がい者も虐待と気づいていない場合もありますので、本人の安全を守るために、「虐待かもしれない」という観点を忘れないよう心がけてください。

○ 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会

電 話:06-6191-3130 (相談専用)

FAX:06-6191-5660

【虐待の相談・対応の窓口】

- 養護者からの虐待、障がい福祉施設等での虐待→市町村障がい者虐待防止センター
- 障がい者の雇用先での虐待→市町村障がい者虐待防止センターもしくは、大阪府障がい者権利擁護センター

(連絡先一覧)

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/chiikiseikatsu/shogai-chiki/gyakutaibousihou1.html

(9) 聴覚障がいのため病院でのコミュニケーションに困っている方

Q <55 歳の女性からの相談です>

高血圧症と腰痛で、総合病院に通院していますが、聴覚 障がいがあり、名前を呼ばれても気づかなかったり、看護 師や医師の話もよくわからず、筆談も字が読めないとは言 えないで困っています。

何か良い方法はないでしょうか。

A 本人の日常のコミュニケーションの方法、希望を確認してください。

重度の聴覚・言語障がいを有する人々は、主なコミュニケーション手段である音声・言語による受け答えに困難があるため、社会生活のさまざまな活動分野への参加機会が制限されています。

それぞれに合ったコミュニケーション手段と、意思疎通の図りやすい雰囲気が必要です。この場合、医療の場面ですから正確なやり取りが必要です。

受診時には、熟練した、あるいは本人のことをよく知っている手話通訳者や身体障がい者相談員(聴覚障がい者相談員)が同行し、病院に対して、本人が困っていることを具体的に説明し配慮を求めるとともに、意思伝達を仲介する方法もあると思われます。

また、日ごろから本人の置かれている現在の状況や心境 を理解した上、信頼関係をつくり、社会活動への参加や福 祉制度・サービスの利用などについてアドバイスし、孤立 しないよう支援することが大切です。

(10)「訪問販売員」とのトラブル

Q <聴覚障がいのある女性からの相談です>

熱心に営業にくる「訪問販売員」と、高額の羽毛布団を 購入する契約をしました。しかし、後で考えると支払いに 無理があり、解約したいと思っています。

自分が聴覚障がい者であることは、相手も気付いているはずです。契約内容をよく理解していなかった自分の責任も感じており切り出しにくく、「訪問販売員」にきちんと自分の意思を伝える自信がないのですがどうしたら良いでしょうか。

A 「訪問販売員」の態度や契約時の様子などを詳しく聴き、 契約内容と解約の意思を再度確認してください。特定商取 引に関する法律(訪問販売法)や割賦販売法では、クーリ ングオフという制度があります。

これは、契約の申込みあるいは契約の締結をしてから一 定期間内(契約書に記載)に、消費者から一方的かつ無条 件に申込みの撤回や契約の解除ができるというものです。

また、契約時の説明の方法が脅しやだましといった違法な方法による場合は、契約自体の無効を主張できます。さらに、聴覚障がい者であることを知ったうえでのセールスであれば、十分な説明がなされたかどうかも問題になります。

まず、各市町村の「消費者相談」に関する窓口での相談を勧め、同行して本人が話しやすいように支援してください。大阪府の機関としては、消費生活センターがあります。

○ 大阪府消費生活センター

電 話:06-6616-0888 (相談専用)

FAX: 06-6612-0090

(11)家族が入院したため食事づくりで困っている視覚障がいの 方

Q <視覚障がい者の女性からの相談です> 夫婦二人だけの家族ですが、夫が入院し、食事が作れなくて困っています。

ヘルパー派遣もお願いしましたが毎日は来てくれないし、 これまで夫が食事を作ってくれていたため、台所に立った こともありません。何か良い方法はないでしょうか。

A 食事だけではなく、日常生活全般にわたって困っている ことがないか、自分でできること、支援が必要なことを詳 しく聴いてください。

福祉事務所・町村障がい福祉担当課に同行し、ヘルパー派遣を中心に福祉制度・サービスで支援できること、制度以外に例えば近所の人を含めてボランティアや飲食店の「出前」の利用なども含めたいろいろな方法について、本人を交えてよく話し合ってみてください。

また、ヘルパーには、本人の気持ちを聴き出すような関わりをお願いして、常に福祉事務所・町村障がい福祉担当課と調整するようお願いしてください。

(12) 自分の趣味をもっと深めたいと思っている視覚障がい者の方

Q <視覚障がい者の男性からの相談です> 鍼灸院でマッサージの仕事をしていますが、休日などの 唯一の趣味はオーディオとクラシック音楽鑑賞です。日本 橋の電気店やレコードショップに出かけるとき、共通の趣 味があって、ガイドしてくれる人を探したいのですが、良

い方法はないでしょうか。

A 趣味の問題だからと、過少に考えないでください。

視覚障がいは、しばしば「情報障がい」ともいわれるように、地域情報の入手や身近な情報源の確保も困難が伴います。日常生活に必要な情報はどのように入手しているのか、人間関係の広がりはどの程度かなども聴いてください。

オーディオとクラシックを共通の趣味とするガイドヘルパーを確保することは容易ではないと思われますが、福祉事務所・町村障がい福祉担当課と地域のボランティアセンター(社会福祉協議会)や日本ライトハウス情報文化センターなどに問い合わせてみてください。

そのほか、オーディオ関係の雑誌へ「ボランティア募集」の投稿をしたり、仕事場で趣味の話を積極的にしてみるなど、人間関係のひろがりや情報をキャッチする機会を増やすような方法を一緒に工夫してください。

○ 日本ライトハウス情報文化センター

電 話:06-6441-0015(代表)

FAX: 06-6441-0095

(13) じん臓透析を受けるため通院の必要な方

Q <43 歳の女性からの相談です>

じん臓機能障がい1級の手帳を所持しています。2日に1回、透析を受けるために通院していますが、交通の便も良くなく、帰りは疲れるため、毎回タクシーを利用しています。1回の通院に5,000円ほどのタクシー代がかかるため、これから先が不安です。

A 透析を受けるための身体的、経済的負担は大変なものがあります。まず、通院中の病院で経済的な負担の悩みについて、相談したかどうか聴いてください。

タクシー利用の助成としては、身体障がい者手帳又は療育手帳を提示すれば運賃が1割引になります。市町村によっては初乗り運賃(基本料金)の助成を行っているところがあります。

また、車いすやストレッチャー(寝台)のまま乗降りできるリフト付き福祉タクシーを運行しているタクシー会社もあり、これについても市町村によって利用助成を行っているところがあります。

その他、地域のボランティア活動の中に「送迎」、「移送」などを実施しているところがありますので、社会福祉協議会のボランティアセンターに問い合わせてみてください。

NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスとして、福祉有償運送制度があります。利用できるのは、おひとりでは公共交通機関の利用が困難な方(身体障がい者手帳の交付を受けている方など)で、あらかじめ、事業所への登録が必要です。付き添いの方も同乗できます。以下のホームページで事業所の一

覧を掲載しています。

○ 大阪府福祉有償運送のホームページ http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/yuso/index.html

(14) 右下肢に障がいのある高齢の方

Q <近所の方からの相談です>

近所に住む、右下肢に障がいのある 68 歳の女性は、夫に先立たれ、5年前から独り暮らしです。

最近会う人毎に「死にたい」、「早くお迎えがこないかな」 と口走るようになってきたので気になります。 どのように接するのが良いでしょうか。

A このような言葉が出てくる本人の状況、背景をプライバシーの保護に配慮しながら把握することが大切です。

夫を失った前後は、どのような暮らし方をしてきたのか、 子どもはいるのか、交流はあるのか、通院中の病院はある のか、家事などは自分で可能か、近所付き合いはどうなっ ているかなど、孤立した状況にないかどうかの確認が特に 大切です。

こうした事を相談者から聴き取る中で、相談者と本人の 関係も把握し、どのような関わり方を期待したら良いかを 判断してください。

同行訪問が可能であれば、直接本人から話を聴くほうが 良いでしょう。励ましたりしないで、訴えを十分に聴くこ とが基本です。

急に、かつ、頻繁に「死にたい」という言葉が出て来る 場合は、うつ病などの精神疾患の心配があり医師の対応が 必要になるため、保健所や市町村保健センターに相談するなど、専門家につなぐことが必要です。

(15) 自立生活を希望する脊髄損傷の方

Q <22歳の男性からの相談です>

バイク事故による脊髄損傷のため、車いす生活をしています。事故後、病院で治療と訓練を終え、2年間ほど障がいのショックから気持ちが落ち込んでいたため、通院以外はほとんど家のなかで生活してきました。最近、「このままではいけない。外へ出てみたい。自分を受け入れてくれる場所はないか。できれば将来は親に頼らないで自立したい。」と思うようになりました。

何かよい機会や場所があれば紹介していただきたいと思っています。

A 若くしてこのような脊髄損傷を受けた人は、これまでの 生活が一変してしまうわけですから、受傷によるショック は他者にははかりしれないものがあります。

本人は、長い時間と苦しみを経て、新しい人生の入り口にさしかかったところだと考えられます。今の気持ちを強く確かなものに育てることが必要です。

そのためにはまず、相談に来てくれたこと自体に大きな意味があり、歓迎していることを伝えてください。そして、ここに至るまでの経過を一緒に振り返るように話を聴きながら、本人が今すぐ、あまり無理せず取り組みたいことを引き出してください。

車いすで外出し、利用しやすい各種施設、地域の障がい 者団体の活動、脊髄損傷障がい者団体の活動、地域活動支 援センター、市町村の障がい者相談支援事業所などを状態 に応じて紹介し、当分は本人のペースに合わせて付きあっ てください。

(16) 介護保険によるデイサービスにもの足りなさを感じている方

Q <50歳の男性からの相談です>

脳出血によって左半身に麻痺があります。家にこもりがちなので老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の通所介護(デイサービス)を利用していますが、同年代の利用者が少なく、入浴と給食が中心でもの足りないと思っています。若い障がい者と交流したり趣味を見つけるような機会を希望しています。

現在のサービス利用も継続しながら、新たに希望のサービスを受けることは可能でしょうか。

A 障がい者施策と介護保険制度に共通するサービスは、原則 として介護保険の利用を優先しますが、個々の状態を考慮し て障がい福祉サービスの利用が認められる場合もあります。

このケースでは、障がい者施策で行われている地域活動支援センターや就労継続支援 B 型等の利用が考えられます。地域活動支援センターは、社会適応訓練、スポーツ、レクリエーション、創作的活動など障がい者の自立と社会参加を支援するメニューで、各地域の実情に応じて幅広い取組みがなされており、就労継続支援 B 型は、一般企業等に就職が難しい方に対して働く場を提供し、工賃を得ながら自分のペースで働くことができます。

また、障がい者との交流だけでなく、地域の公民館活動や 社会教育事業への参加なども考えられ、参加するときの移動 には移動支援(ガイドヘルパー)の利用も検討できると思われます。

担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)や福祉事務所・ 町村障がい福祉担当課等と相談し、地域のサービスの情報を 集め、本人の希望に添って利用の方法をよく話し合ってくだ さい。

(17) 介護保険による制度移行に戸惑っている方

Q <65歳の女性からの相談です>

10年程前、交通事故により左の下腿を切断し、身体障がい者手帳の交付以後、義足の支給を受け、5年前には体力の衰えから車いすの支給も受け使用していました。

その車いすの故障が多くなり、業者に相談しましたが、 これ以上は修理不能と言われたので、市役所に再支給の申 請に行ったところ介護保険のサービスの対象と説明されま した。

介護保険による福祉用具と身体障がい者の補装具費支給制度はどのように理解したらいいのでしょうか。また、義足の再支給はどちらの制度になるのでしょうか。

A 65歳以上(介護保険法で規定する特定疾病の場合は、40歳以上65歳未満)の身体障がい者の方については、介護保険で貸与される福祉用具と障害者総合支援法で支給される補装具において共通する種目は、介護保険から貸与を受けることが基本とされています。

介護保険で貸与される福祉用具の種目と共通する補装具は、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえです。

ただし、介護保険で貸与される福祉用具は、標準的な既

製品の中から選択するため、その人の身体の状況によって は既製品では対応しきれない場合もあります。

このような場合は、障害者総合支援法に基づく補装具費として支給できるかどうか、市町村の担当課において、医師の意見書(処方箋)や、補装具の種目によっては大阪府障がい者自立相談支援センター(身体障がい者支援課)の判定により検討します。その結果障がいの状況に合わせて個別に製作する必要があると判断された場合は、先に上げた種目であっても補装具費として支給されます。

したがって、現在使用している車いすが、介護保険の貸与にある「標準的な既製品」であると判断されたため、介護保険サービスの対象と説明されたのだと思われます。使っていて構造上不都合があったり、身体に合っていないと感じているのであれば、再度相談を受けるようアドバイスしてください。

また、介護保険による貸与を受けるときは、要介護認定 等申請を行う必要がありますので、市町村の介護保険の窓 口、地域包括支援センター及び介護保険の指定事業所等に 相談するよう橋渡ししてください。

義足の再支給は介護保険サービスの中にはなく、障害者総合支援 法に基づく補装具費として引き続き支給されます。

> 大阪府福祉部障がい福祉室 令和7年3月発行

〒540-0008 大阪市中央区大手前3丁目2番12号

TEL: 06-6941-0351 (代表) FAX: 06-6944-2237 ホームページアドレス

https://www.pref.osaka.lg.jp/soshikikarasagasu/s_shogaifukushi/index.html